

令和5年12月14日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年12月14日（木）
午前9時58分から午後1時3分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第109号 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件
 - (2) 報 告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について
 - (3) 報 告 農業振興地域整備計画についての報告
 - (4) 報 告 楠こもれびの郷くすくすの湯について
 - (5) 議案第102号 宇部市都市公園条例中一部改正の件
 - (6) 議案第110号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）
 - (7) 議案第111号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）
 - (8) 報 告 宇部市営住宅審議会の開催状況について
 - (9) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について
 - (10) 報 告 宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について
 - (11) 報 告 宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について

4 出席委員（8名）

委員長	早野 敦君	副委員長	山下 則芳君
委員	射場 博義君	委員	笠井 泰孝君
委員	木原 大介君	委員	新村 秀雄君
委員	林 豊廣君	委員	三好 保雄君

5 欠席委員（1名）

委員 荒川 憲幸君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第109号 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件

(2) 報 告 宇都市産業振興計画推進委員会の開催状況について
産業経済部

部長 濱田修二君
次長 林孝之君
次長 石津宜孝君
商工振興課長 内田明美君
同課副課長 諏訪智子君

(3) 報 告 農業振興地域整備計画についての報告

(4) 報 告 楠こもれびの郷くすくすの湯について
産業経済部

部長 濱田修二君
次長 林孝之君
次長 石津宜孝君
農業振興課長 中村大吾君
同課主幹 富田宣孝君

(5) 議案第102号 宇都市都市公園条例中一部改正の件

都市政策部

部長 磯中克文君
次長 福田庄吾君
次長 渡辺一正君
公園緑地課長 青山剛君
同課副課長 盛重佳孝君
同課計画管理係長 大島隆史君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長 荒武則弘君

(6) 議案第110号 工事請負変更契約締結の件 (宇都市新庁舎2期棟新築 (電気
設備) 工事)

(7) 議案第111号 工事請負変更契約締結の件 (宇都市新庁舎2期棟新築 (機械
設備) 工事)

都市政策部

部長 磯中克文君
次長 福田庄吾君
次長 渡辺一正君

新庁舎建設課長 紅野 悟君
同課副課長 山本 郁江君

(8) 報 告 宇都市営住宅審議会の開催状況について
都市政策部

部長 磯中 克文君
次長 福田 庄吾君
次長 渡辺 一正君
住宅政策課長 高下 秀秋君
同課副課長 高橋 智宏君

(9) 報 告 宇都市都市計画審議会の開催状況について
都市政策部

部長 磯中 克文君
次長 福田 庄吾君
次長 渡辺 一正君
都市計画課長 金子 豊君
同課副課長 青木 信之君

(10) 報 告 宇都市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について
観光スポーツ文化部

部長 富田 尚彦君
次長 青山 佳代君
次長 白井 幸雄君
観光交流課長 上田 優作君
同課副課長 河野 祐治君
同課副課長 三宅 敦子君
同課観光推進係長 大橋 千春君

(11) 報 告 宇都市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について
観光スポーツ文化部

部長 富田 尚彦君
次長 青山 佳代君
次長 白井 幸雄君
ときわ公園課長 東原 隆君
同課副課長 浦田 佳宏君

8 事務局職員出席者

書 記 川 村 真由美 君

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（早野 敦 君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日、荒川委員から欠席の旨、届け出がありましたので御報告いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはございません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦 君） それでは、まず、議案第109号宇都市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。産業経済部です。

議案第109号宇都市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 商工振興課です。それでは説明をさせていただきます。

当該施設は、医療福祉分野における新産業、新事業の創出を図り、地域経済の発展に資するため、産学公連携による医療福祉機器などの研究開発を目的として設置したものであり、宇都市メディカルクリエイティブセンター条例第2条の2により、指定管理者に管理を行わせることにしています。

現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料に従って御説明をいたします。

まず、お手元の資料 1、宇都市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者の候補者の選定結果についてというところを御覧ください。

最初に 1、施設の名称ですけれども、名称は宇都市メディカルクリエイティブセンター、略称 M C C です。

所在地は、宇都市東小串一丁目 1 番 3 6 号で、山口大学医学部附属病院に隣接しております。

次に 2、指定管理者の候補者ですけれども、団体名は一般社団法人霜仁会。

代表者は福田進太郎。

主たる事務所の所在地は宇都市南小串一丁目 2 番 1 1 号となっています。

次に、指定期間ですけれども、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間としております。

次に 4、選定理由についてです。

令和 6 年 3 月末をもって、現行の指定管理者の指定期間が満了するに当たり、次の指定期間ににおける指定管理者の選定については、通常の施設管理運営業務に加え、山口大学医学部との連携、入居者への適切な支援、アドバイスなどが求められており、施設利用者及び山口大学医学部と円滑な関係を支援する必要があることから、山口大学医学部同窓会を母体とする、一般社団法人霜仁会を指定管理者として単独指定しました。

その後、一般社団法人霜仁会が提出した指定管理者指定申請書について、外部委員を含む、宇都市メディカルクリエイティブセンター指定管理者選定委員会における審査の結果、100 点満点中 77.8 点となり、指定管理候補者として選定しました。

なお、資料 2 といたしまして、指定管理候補者である一般社団法人霜仁会の概要、それから資料 3 といたしまして、M C C の施設概要をお配りしております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願ひいたします

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） おはようございます。幾つか確認したい件があります。

まず、霜仁会のほうは、今回何回目の指定管理になるのかお尋ねします。

執行部 現在何回目の指定管理かということですけれども、資料 3 にあります、現在が 4 回目の指定管理となっております。

委 員（射場 博義 君） それに関連している話です。今回の候補者の採点数値は資料に出ているが、前回と比べてどういうふうに変わっているか確認したいと思います。

執行部 今、確認をしておりますが、少しお時間をいただくようになりますので、後ほど、分

かり次第御報告させていただくということでどうでしょうか。

委 員（射場 博義 君） いいですよ。

これを確認したのはなぜかと言ったら、今回100点満点の77.8点ということで、要はマイナス点もあるということなのですが、前回もマイナス点が多分あったと思うのですが、それが改善された上でのこの点なのか、何もしなくてこの点なのか、確認したかったです。

それがもしできていないのであれば、なぜできていなかつたかという議論が必要ではないかと思っています。

今、何回目ですかとお尋ねしたのは、何期も重ねて、なぜ100点にならないのかというのが、疑問ではないですけれども、どうしてかと感じております。

1回目ということであればあり得るのですが、何期も重ねられているのであれば、このマイナス点というのが、なぜこの77点ぐらいなのか、これが90点であれば分からぬでもないのですが。低いという表現がいいのかどうか分かりませんけれども。

この団体が悪いとかではなく、その改善というのをしっかりとされていたのかどうか確認したかったので、その点では重要なポイントだと思っております。先ほどの件は、ここで調べられて分かるのであれば。

次の質問をしてもいいですか。

すみません、産学公連携で、ここでいろいろな研究開発をされているのですが、どの程度、市内の進出企業となっているのか、これはどちらが主導するのか分からぬのですが、これは市がやるのか、それとも、ここの指定管理者がそういうことを誘導していくのか、確認したいと思います。

その企業が、ありがとうございますと全部外に行ってしまったら、何のために我々支援しているのか分からぬので、その辺を確認したいと思います。

執行部 入居された企業さんが、どのように市内に事業を展開していかれるかという御質問という理解でよろしいでしょうか。——はい、入居された企業さんとは、市のほうでそれぞれ定期的に面談を行っておりまして、事業の進捗状況ですとか、それから今後の事業展開などについてもヒアリングを行うことにしております。

その結果、宇部市内の企業さんとマッチングして事業展開を図る支援なども現在行っているところでございます。

委 員（射場 博義 君） 20年くらい、この施設を運営しているのですが、最終的に市にとってこういうことができたという結果ではなくて、それがどう市に対しての経済効果とか企業が進出してきたかと、連携、オープンイノベーション的な発想だと思うのですけれども、そちらがどの程度の結果が出たかというのが必要かなと思っています。

それが、この指定管理というところに、担っていただいているのか、担っていないのか。もし

担っていないのだったら、今、この議論はこの場からはなくなるのですけれども、その点はいかがですか。

執行部 指定管理の行う業務としましては、施設の運営として利用料金の徴収ですとか、それから入居者への支援業務、これは事業化に関する相談への対応ですとか、研究者ですとか関係機関等への紹介などもあります。それから、入居者からの要望ですとか、苦情とかトラブルなどについても指定管理者の業務の一環として行っています。

そのほか、当然、市としても、入居企業とは面談をして、事業化ですとか新たな事業展開に向けては、支援をしているという状況でございます。

委 員（射場 博義 君） 結果的にこの指定管理者さんが、市内に進出、もしくは何らかの関係をすることを、指定管理で行うのか行わないのか、今、市がやるということは当たり前の話なのですが、指定管理の業務として、それが入っているか入っていないか、入っていないのであれば、今までのこの今の議論はなくなるので、そこだけの確認です。

やっていることは評価をしています。

執行部 先ほど課長も申しましたように、この施設というのが、施設の管理運営を行われています。

その中で単独指名させていただいているというのは、あくまでも山口大学医学部と、医学部の研究者、教員やOB、そして学生等と強い関係性を持っている事業者だからこそ、単独指名させていただいているとお話をさせていただきました。

この施設というのが、先ほど言いました、うちの成長産業も含めてですけれども、市外から呼んできて、医学部の事業とのマッチングを行った上でそこの施設を使っていただくものもございますし、あとは、医学部の先生方、また研究内容が、例えば上場される、または市内企業とくつつかれて、そこの施設を起点として活動されているというものもございますので、そういう面からするとすべて行政としての宇部市が主導的にそこの施設を使っているというわけではなくて、医学部の中で、より発展的にやられていることもありますのでそういう意味からすると、施設の運営面で、医学部の教授または関係企業が使っていらっしゃる、そういうところには指定管理者のほうが関わっていらっしゃる、主体で動いていらっしゃるということは言えると思っています。

委 員（射場 博義 君） 繰り返しになりますけれども、やっていることはすごく評価に値する内容の活動をされているのですが、少しきストレートに言うと、ただ、医学部の研究開発のためだけに、市が支援するという位置付けになると話がおかしくなってしまうので、やはり宇部市として求めるのが、市内企業に対して、市内の経済に対して、市内のいろいろなイノベーションに対してという思いを込めていると思っていますので、それがきちんと現れているかという、これはこここの議論ではないかもしれないのですが、要は指定管理がそこをどういうふうに担ってい

るのか、業務範囲に入っているのか、入っていないのか、それと先ほど言いましたけれども、候補者の採点にマイナス点があるのですけれども、それはなぜか。

そこは全部リンクしているので、その辺を整理できたらいいのかなと思っています。

だから評価が単純に、その実績が出たというのは評価がないのであれば、ここの評価点だけの話になってきます。その業務が入っていないのであれば。

執行部 ありがとうございます。

前回の外部評価の評価点という点数自体は、今こちらのほうも把握はできたのですけれども、ただ今回の外部評価の評価点と評価項目が若干違っております、ストレートに比較がきにくくいというところがございます。

ただ、射場委員が御指摘されたように、今回4回目ではありますけれどもまだマイナス点があるのかというところで言うと、前回もやはり同じようにマイナス点がございまして、これ点数だけお話をさせていただきますが、100点満点中で78.4点ということで、今回も同じように項目によっては満点が取れていなくて、減点されているものもございます。

委 員（射場 博義 君） 指定管理の話になってくるのですが、選定するたびに、評価する基準が変わってくると言つていらっしゃるのですけれども、前回と違うというのであれば、その時代その時代で評価の仕方が、指定管理というのは変わってくるということでいいのですか。

今の話だったら、指定管理全部の話になってしまうので。

前回から改善されたのはどこで評価されるのか、改善されたのか分からぬということになりますので。

執行部 もう少し細かくお話をさせていただくと、審査項目としては、前回も今回も5項目あります。

お示しさせていただくと、まず1点目が、入居者の平等な利用を確保することができるものであること。

2点目が、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。

3点目が、事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。

4点目が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

5点目が、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項。

という形で5項目ございまして、これは前回も今回も同じではございますけれども、その100点満点の配分が違っております、前回で言うと、1項目め20点、2項目め30点、3項目め10点、そして4項目め25点、5項目め15点となっておりましたが、このたびでは、その4項目、要は施設を安定して経営する能力を有することということところは、25点を30点にさせていただいております。

それと、5項目めのその他の設置目的を達成するために必要な事項というところであれば、前

回が15点満点のところが、今回10点というところで、この5点が移動することによって、100点満点ではあるのですけれども、若干の配点が違っているということでございました。

いずれにしても、100点満点ではありますけれども、減点がされておりまして、満点の項目がない状況ではあります。

委 員（射場 博義 君） 4項目めと5項目めの配点を変えたのはなぜか。

執行部 申し訳ございません。今、手持ちの資料ではその明確な理由というのを把握しかねるのですけれども。

これにつきましては、施設の管理を安定して能力を有することであることというのは、あくまでも、長くいらっしゃった企業がどんどん新陳代謝で変わっている時期でございます。

この施設の管理というのをしっかりとやってもらいたいというところで、この度、25点から30点、そういったウエートを持たせたということも考えられますし、その他の項目ということで15点満点ありましたけれども、その他の項目というのが実際あまりありませんでしたので、このウエートを減らさせていただいたというところだと考えております。

委 員（射場 博義 君） 意味は分かるのですけれども、前回4項目めが満点であれば、あまり言うことはないのですけれども、さらに求めますということで点数を上げてもいいのですが、多分前回がもし満点でなければ、これを変えるということが分からなくて、いっぱいこう、指定管理を出されたら、そういうふうに今回、今までの実績を踏まえて、やはりもう少し安定して欲しいというふうなことはあるのですけれども。

単独指名ということであれば、前回が満点でなければ、同じ基準であって、改善されているかどうか少し諂っていかないと、ここがいいかどうか分からぬのではないか。

基本的には知らない所ではないのですけれども、僕らも見学したことがあるので、すごくいい感じで動かれているので、その辺はすごく評価しているのですが、ただ、今この仕組みの話だけをしています。

時間の関係もありますので、少しこれ置いて、あとずらして、もし可能であれば。

執行部 少しお答えさせていただきます。

執行部 前回の採点の配点が今回と変わっている点ですが、前回4項目めの、当事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有することであることというところは25点だったと思うのですけれども、それはその5項目めの、その他の施設の設置目的を達成するために必要な事項の中に、環境への配慮というのが5点配分されておりまして、その5項目めのほうに入っていたものを、今回、4項目めのほうの項目に挙げたということで、審査基準の項目が5項目めに入っていたものを、4項目めに入れたために、配点が変わったということでございますので、配点項目の内容そのものを変えているところはございません。

委 員（射場 博義 君） 配点基準を変えたのはいいのですが、これをやらないといけない

理由があったということですか。

要は、我々が見るとときに、前回との比較ができなくなるので、どうしてもそこを変えないといけないという要因があったのか説明いただければと思います。

執行部 変えなければいけない要因というのが、先ほども言いました、今まで環境が入っていたのが5項目めのその他の項目というところに入っております、もう今、環境負荷に対する考査というのは、もうすでに安定的な運営の基盤をなしているので、項目として変えさせていただいたというところだと考えております。

確かに射場委員が言われるように、項目を変えてしまうと、単純にその評価または点数の比較ができなくなるのではないかと言われたところは、こちらのほうとしても考慮が足りなかつた部分もあるかと思いますので、そういったところは事前によく委員の皆様方にも御説明すべきだったと考えております。

申し訳ございませんでした。

委員（射場 博義 君） 今、いろいろ話をさせていただいたのですが、そういうふうな視点で物を見ていくということが必要ということで、くどいですけれども、ここでしていることはすばらしいことなので、これはぜひ続けていただきたいと思っています。

ただ、この審査をするというところにくると、やはりその辺は明確にしていかないと、反対に、せっかくいいことをやっていらっしゃるのに、どうしてだろうかという話になってくるので、その辺はうまく整理して、分かりやすくしていただければと思っています。

委員長（早野 敦 君） ほかに。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今お答えの中で、令和6年度からが5回目の指定管理の指名ということですが、これは1回目からずっとこの1者のみの申込みだったのでしょうか。

執行部 こちらにつきましては、平成18年から1者の単独指定となっております。

委員（笠井 泰孝 君） それで、資料を見ますと、賃料を取っていらっしゃるのですけれども、この賃料は行政に入っているのかなと思うのですけれども、指定管理料は大体どのぐらいお支払いにはなるわけでしょうか。

執行部 指定管理料についてはお支払いしておりません。

あくまで、この入居費用について、霜仁会のほうで必要経費を除いた後の剩余金について、市と霜仁会とで折半しているところでございます。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） それと今、射場委員へのお答えの中で、いろいろな企業さんの出入りが結構頻繁にあるということでしたが、頻繁にあるということは、きちんとそこで機能が果たされて、世間で言う出世というか、巣立っていったという感じなのでしょうか、それとも、その逆の場合もあり得るのかお尋ねいたします。

執行部 このMCCについては、平成15年度から令和5年11月末までに累計で21社の企業が入居されていまして、令和4年度末までで、104件の商品化、事業化に繋がっております。

現在も、事業化を目指されて、そのあとで卒業というか、出て行かれた企業もありますし、常に循環というか、入れ替わりはあるという状況です。以上です。

委員長（早野 敦 君） 山下委員。

委 員（山下 則芳 君） すみません、今ありましたが、何回も指定管理する場合は、できれば過去の審査結果をずっと載せていただくのと、それと審査基準の1から5の項目を、できれば載せていただきたい。

特に今回、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項、これが候補者の点が一番低いのですが、その他というのはどういう項目ですか。

執行部 その他の項目2点ございまして、まず危機管理体制、地震ですとか火災など緊急時の対応が適切かというところ。

それから、個人情報の保護措置が適切か、この2点が、それぞれ5点の配点となっております。以上です。

委 員（山下 則芳 君） ということで、項目をできれば今後載せていただきたい。

それと指定管理の場合は行政と指定管理者のリスク分担があると思うので、今後はそのリスク分担表も出していただくと助かります。

要望です。以上で終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 今、選定委員会の審査ということですけれども、その人数とその所属の立場とか教えていただけするとありがたいです。

執行部 お答えします。選定委員会、5名いらっしゃいます。

まず、山口県産業技術センタープロジェクト推進部長様、宇部工業高等専門学校地域共同テクノセンター長様、中小企業診断士の方、宇部商工会議所の事務局長、宇都市産業経済部の次長の5名となっております。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委 員（林 豊廣 君） この採点のマイナス項目について、これを満点にするのは、執行部のほうの指導があるのですか、それとも自己努力ですか。

例えば今、一番上の20点が15.6点ですけれども、このマイナス点を20点にするのは、市の方から指導されるか、それともクリエイティブセンターのほうの自己努力ですか。

執行部 点数が満点になっていないところにつきましては、市のほうも適宜MCCの管理をされている霜仁会と連携をとって、改善に努めていただくようにしたいと思っております。以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第109号宇都市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（2）宇都市産業振興計画推進委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

（3）農業振興地域整備計画について、執行部から報告があった。

（4）楠こもれびの郷くすくすの湯について、執行部から報告があった。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第102号宇都市都市公園条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 都市政策部です。よろしくお願いします。

それでは、議案第102号宇都市都市公園条例中一部改正の件について御説明します。

これは、恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の廃止及び新設に伴い、所要の整備を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第102号宇都市都市公園条例中一部改正の件について御説明します。

議案集45ページの、議案第102号を御覧ください。

改正の内容としては、有料公園施設及び体育施設の名称について、事業計画に合わせ改正するものです。

有料公園施設の名称を示した、別表第1、体育施設の名称を示した、別表第2の2、それぞれ

の改正前は、野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場となっていたものを、公園施設の廃止により、水泳プールと補助競技場を削除し、公園施設の新設により、多目的グラウンドを追加。

これにより、改正後は野球場、陸上競技場、多目的グラウンドとなるものです。

施行日は公布の日から起算して四月を超えない範囲内において、市規則で定める日としています。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第102号宇都市都市公園条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第110号工事請負変更契約締結の件（宇都市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）、議案第111号工事請負変更契約締結の件（宇都市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）を議題といたします。

これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 議案第110号、第111号工事請負変更契約締結の件について、これは関連がありますので一括して説明させていただきます。

これらは、宇都市新庁舎2期棟の新築に係る工事請負変更契約を締結することについて、条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第110号、第111号工事請負変更契約締結の件について、一括して御説明します。

これらは、令和5年9月市議会定例会において議決された議案第82号、第83号について、それぞれ変更契約を締結するものです。

それではまず、議案集61ページの議案第110号を御覧ください。

工事名は、宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事です。

変更請負金額は消費税額及び地方消費税額を含み、1億9,023万2,900円であります。

当初請負金額は1億8,810万円であり、213万2,900円の増額であります。

3、工事の概要についての変更はございません。

5、変更の理由につきましては、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するものです。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたします。

資料とあわせて御覧ください。

まず、特例措置とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づくもので、本市においても、国や県に準じて実施するものです。

その対象は、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して、予定価格を算出しているものとなっています。

そこで、本工事は令和5年1月に旧労務単価を適用して予定価格を算出し、令和5年9月26日に、契約を締結していることから、特例措置の対象工事となり、当該契約の締結後、受注者から特例措置に基づく変更の協議の請求がありました。

これを受け、国が定めた新労務単価に基づく変更についての協議を行い、このたび、その協議が成立したため、速やかに変更契約を行うものです。

続きまして、63ページの議案第111号について御説明いたします。

工事名は宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事です。

変更請負金額は消費税額及び地方消費税額を含み、2億6,671万4,800円であります。

当初請負金額は2億6,400万円であり、271万4,800円の増額であります。

3、工事の概要についての変更はございません。

4、契約の相手方として、代表者の大栄建設株式会社において、当初、取締役社長原田毅から、代表取締役社長原田亜希那へ変更しています。

5、変更の理由につきましては、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するもので、具体的な変更理由と内容につきましては、先ほど御説明した電気設備工事と同様になります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第110号工事請負変更契約締結の件（宇都市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めてます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号工事請負変更契約締結の件（宇都市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めてます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（8）宇都市営住宅審議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（9）宇都市都市計画審議会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（早野 敦君） それでは、お昼休みとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） では、午後1時再開ということでよろしくお願ひします。

―― 午前11時59分休憩 ――

―― 午後零時55分再開 ――

委員長（早野 敦君） それでは、再開します。

(10) 宇都市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について、執行部から報告があつた。

(11) 宇都市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について、執行部から報告があつた。

委員長（早野 敦君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

―― 午後1時3分閉会 ――

令和5年12月14日

産業建設委員会委員長 早野 敦